

■発行日 令和3年 1月25日

■郡山市西田町木村字池の上18-2 あいた一男後援会事務所
■電話/FAX 024-983-0949

新春のお慶びを申し上げます

昨年は他にたくさんすべきことがあるのに自然の猛威にさらされ、台風19号の復旧も終わらぬうちにコロナ騒ぎとなりました。

しかし、光明も見えて来ております。

コロナワクチン接種のスケジュールは、2月下旬から医療従事者に3月下旬から高齢者になっております。

ウイルスは目に見えません。マスク着用や手洗い、うがいの徹底、三密を避け不要不急の外出はなるべくしないことで自己防衛に努めて下さい。

台風災害復旧工事は、阿武隈川の河道掘削は令和2年度末までに行合橋まで計画され工事は順調に進んでおり、その上流部は令和3年に実施予定です。

また、安全な避難路確保のための県道二本松金屋線改修について県に強く要望することを、機会あるごとに市当局にお願いしております。

その他、路線バス廃止の代案として「乗合タクシー」が運行されており、また、空家対策として「こおりやま空家バンク」が設置されております。

これらを有効に活用して地域活性化に寄与されるようお願い致します。

いずれにしても願うは皆様の安全・安心です。一刻も早いコロナ収束を願うと共に今年が皆様にとって幸多き安寧な年となりますようご祈念申し上げます。

追伸、昨年叙勲を受けられた渡邊保元様、伊藤富治様誠におめでとうございます。併せて有害鳥獣捕獲隊の皆様、イノシシの捕獲にご尽力いただきご苦労様です。

寄稿：あいた一男



議会活動報告

郡山市議会12月定例会が、12月2日から12月17日に開催されました。今回の定例会においても、會田一男市議会議員が12月10日一般質問に登壇し、活発な論戦をくり広げられました。

会報では、一般質問の中から皆様に身近に関する事案を抜粋して掲載します。



質問 高柴デコ屋敷の公衆トイレについて

高柴デコ屋敷に設置されているバイオ式公衆トイレは、便器や手洗い場が茶色に変色しているため、使用に際し眉をひそめる観光客もおります。

その原因としては、使用している地下水の鉄分が多く、それを取り除くための設備が故障したと伺っており、つい最近もトラブルが発生したところでした。

またポンプの部品も地下水の影響で劣化が進み、部品の調達も困難になりつつあると伺っております。このままでは観光地としての評判が落ちてしまうのではないかと心配しております。

そこで、現在は、目の前の道路に上水道も布設されましたので、水道水に切り替えた上で便器や手洗い場の改修をを図り、観光でおいでになる方々に気持ちよく利用していただけるようにすべきと考えますが、当局の見解を伺います。

回答 手洗い台等の変色の原因は、使用する地下水の鉄分を取り除く装置の故障によるものであり、当面の処置として12月中に故障した装置を交換するとともに、変色した手洗い台についても、今年度内に交換することとしております。

便器については、バイオマストイレの水質が改善するまでに一定期間を要することから、それらの状況を見ながら適切に対応してまいります。

なを、将来的には、上水道の利用を前提とした施設の在り方について検討します。

(産業観光部観光課)

質問 県道二本松金屋線の改修について

阿武隈川東岸において南北に通ずる県道二本松金屋線は、台風・豪雨のたびに度々浸水により各所で寸断され、その間に取り残されて避難所に行くことができなかった事例があります。本来避難路は安全に通行できるべきです。

これらを踏まえて以下に質問致します。

(1) 県との協議経過について

この道路の改修については質問でも何度か取り上げ、県にお願いして下さるよう申し上げて来ましたが、その後何か進展があったかお伺いします。

(2) 県へのさらなる働きかけについて

この路線は本宮市との境から国道49号線までと長距離で、浸水した部分だけでも10ヶ所以上になるでしょう。また、本線は物流においても重要な路線です。一気に改修を進めることが難しいのは承知しておりますが、できるところから手をつけ、年次計画で改修していくよう、さらに県に強く要望していただきたいと思えます。当局の見解を伺います。

回答 (1) 道路管理者である県に対し「まちづくり意見交換会」にて、2010年度より道路整備に関する各種要望を行っており、今年度においても7月9日に開催された同意見交換会において、地域の実情を伝えながら西田町三町目地内の道路拡幅など新たな3箇所の要望を加えた計15箇所について、県の方針を承りながら整備要望を行っている。

(2) 阿武隈川と並走する本路線は、こおりやま広域連携中枢都市圏を構成する二本松市と本市を結ぶ生活幹線道路であり、地域間の交流や物流の促進のほか、広域防災機能等重要な役割があることから、国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」と連携し、平時・有事を問わない安全安心な通行確保に向け、計画的に事業推進が図られるよう、福島県に対し、あらゆる機会を捉え、意思疎通を図りながら引き続き要望してまいります。

(建設交通部道路建設課)

質問 NPO法人こおりやま空家バンクの活用について

平成29年3月に協定の締結が行われたNPO法人こおりやま空家バンクを利用することのメリットの一つに、今年の11月1日より下限面積が1㎡以上に改められたことで農地付空家が求めやすくなりました。郊外の過疎に悩む地域にとっては大変朗報となりますが、これについて以下質問致します。

(1) ホームページの掲載について

現在、こおりやま空家バンクのホームページを開いても「登録物件はありません」と表示されてしまいます。物件を探している方は、広告チラシ以外では最初にホームページを検索すると思われますので、当ホームページにいつごろ物件が掲載されるのかお伺いします。

(2) 空家バンクの周知について

空家の把握については、主に町内会の皆様にお世話になりながら持ち主の居所等を探そうと思いますが、そもそも空家バンクのメリットが所有者にしっかり伝わらないと利用促進が望めないと考えます。

そこで、市は今後所有者や購入を考えている方に対し、空家バンクをどのように周知し、認知度を高めていくのか、当局の見解をお伺いします。

回答

- (1) 現在、空家バンクホームページ内の物件情報コーナーがリニューアル作業中であり、掲載再開は年明け以降となる見込みと伺っております。
なお、物件情報コーナーがリニューアル中である旨わかり易く表示されるように空家バンクに依頼しております。
- (2) 空家バンク利用するメリット等を含め、無料相談会の開催など、空家バンクに関する各種情報を、所有者はもとより、空家の購入を考えている方などに対して、より広く、分かりやすい周知に努め、空家バンクの認知度を高める取り組みを積極的に進めてまいります。

(建設交通部住宅政策課)

質問 申請手続の簡素化について

本市に届出・申請する書類の様式は、合計すれば驚くほどの数になるでしょうが、中には記載内容が全く同じ、もしくは類似したものも相当数あるのではないかと思います。

また、様式が異なることを理由に、同じ部局内ですら担当課ごとに同一人から住所・氏名等同じ内容を記入させ、別個に提出をお願いしていることも想定されますが、現在DX（デジタルトランスフォーメーション）推進を標榜する本市ですから、今後はすべての書類がパソコンを通してサーバーに保存されていく過程で必要な情報が整理され、複数の書類がなくとも、庁内での情報共有は可能になるものと考えます。

花巻市をはじめとする先進自治体では、これらのことを1つの窓口で提出することで関連する同じような書類を何枚も提出することなく簡略化した市民サービス向上が図られております。

そこで、本市でも可能な限り様式の統一化を図り、 unnecessaryな記載を廃止することで住民サービスの向上及び効率的・効果的な行政運営が進められるものと考えます。

これらを踏まえて以下質問致します。

(1) 様式の見直しについて

個人情報保護との意見もあるかもしれませんが、申請者が提出する部署を限定すれば、何ら問題はないと思います。

全庁的に重複・類似した様式を洗い出し、統一することで全体数を減らしていくべきと考えますが、当局の見解を伺います。

(2) 電子申請の推進について

「郡山市デジタル市役所推進計画」においては、「ICTで行政サービスの利便性向上」を基本方針として、重点推進目標に「行政手続のオンライン化・窓口拡充」が掲げられております。究極的には、来庁機会を削減できる電子（オンライン）申請を推進することが一番の市民負担軽減につながるとともに、本市が目指す「郡山市デジタル市役所」に近づくものと考えます。当局の見解を伺います。

回答

(1) 様式の見直しについては、2017年3月に国から示された「行政手続簡素化の

3原則」を踏まえ、行政手続の電子化を徹底する「デジタルファースト」、一度提出した情報は再提出不要とし、申請書への添付書類も不要とする「ワンスオンリー」、同じ目的や内容の申請等は可能な限り同じ様式で提出する「書式・様式の統一」に基づき行政手続の簡素化を推進してきたところあります。

今後におきましても、議員ご指摘の通り他市の事例も参考にしながら、行政手続きの簡素化を一層推進し、さらなる市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営に努めてまいります。

(総務部行政マネジメント課)

(2) 電子申請の推進につきましては、国が「デジタル庁」を新設して、国、県、市町村全ての行政手続きを原則5年以内にオンライン化するとしております。

本市もこのスケジュールに合わせてシステムを構築しなければなりません。

また、オンラインシステムを構築する際は、業務改革(BPR)が非常に大切ですので、部局ごとに手続き数が多いものや、汎用性の高い手続きをリーディングプロジェクトとしてスケジュールを明確にすることにより早期実現を図っております。

今後においては、約4,300ある本市の行政手続きの100%オンライン化を、戦略的に推進し、スマートフォンで、どんな手続きでも簡単に、いつでも、どこでもできる、ユーザー本位のデジタル市役所の構築に取り組んでまいります。

(総務部行政ソーシャルメディア推進課)

質問 有害鳥獣対策について

この件は、平成28年12月定例会をはじめとして、本市議会でも数多くイノシシ、ハクビシンなどの鳥獣被害について取り上げられています。

現在は、特にイノシシによる田畑の畦の損傷やイモ類の被害が多くなっています。今年に入って個体数が多くなったように見受けられますし、成獣の足跡と合わせてウリ坊の足跡も見られますことから、このままでは、来年さらに被害が多くなると見込まれます。

電柵などの対策は取られておりますが、基本的には個体数を削減することに尽きます。

ここで問題なのが、有害鳥獣捕獲隊員の高齢化と後継者不足です。何より根本的な課題として、捕獲隊員の高齢化や健康問題により、活動できる隊員が減少している事実がありますが、これについて以下質問致します。

(1) 捕獲隊の登録人数等について

捕獲隊の登録人数と、そのうち70歳を超える隊員数をお示してください。

(2) 他地区への派遣について

捕獲隊が、それぞれの地区で他地区に派遣できる余力はあるのかお伺いします。

(3) 捕獲隊員養成のための施策について

動物を捕まえることは長年の経験が必要で、捕獲隊員は一朝一夕には育ちません。そこで、捕獲隊員養成のために、本市がとっている施策について伺います。

(4) イノシシ捕獲支援について

イノシシ捕獲に関して、各自治体から狩猟者に対し、1頭当たり捕獲・処分料が支出されており、本市は1頭当たり18,000円と伺っておりますが、料金設定の経緯についてお伺いします。

回答 (1) 構成員は2020年12月1日現在で147名、うち70歳以上は68名です。

(2) 応援の必要性が生じた場合には、2016年度から捕獲隊員が市内各行政センター管内を超え、相互に取り組むこととしております。

(3) 増加する有害鳥獣捕獲対策については、新規狩猟者の確保が重要な施策と考えており、狩猟免許の新規取得にあたっては、毎年県が主催の講習会等の情報発信に努めております。

さらに、本市独自の施策として、新規で免許を取得した狩猟者の育成部分にも重点を置き、捕獲で使用する銃器の免許登録等に係る経費、射撃訓練に係る経費の助成等を行っており、さらに狩猟に関する講習会等を行っております。

(4) イノシシ捕獲に関しては、2013年4月から1頭当たり1万円の処分経費をお支払いしており、その後イノシシの捕獲頭数が増加し、捕獲隊から市に対し、捕獲から処理に至る経費の増額要望があったことから、他自治体の処分料を参考に、2016年度から1万8千円に増額したところであり、今後については増額の予定はしていません。

(農林部園芸畜産振興課)